

## 選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについて

1 総定数 105人

※人口は、平成27年の人口。

2 選挙区の設定（現行の選挙区の区域の維持を前提として検討）

- ① 南足柄市選挙区はその人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないため、公職選挙法第15条第2項の規定に基づき強制合区が必要  
（南足柄市選挙区との合区先以外の選挙区は現行どおり）
- ② 合区先の検討に当たっては公職選挙法第15条第7項の規定に基づき、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

|                      |   |  |   |   |
|----------------------|---|--|---|---|
| 南足柄市選挙区の<br>現行の定数    | a | 1<br>人口 43,306人<br>配当基数 0.4 <sup>982</sup> |   |   |
| 合区候補先の選挙区と<br>現行の定数  | b | 小田原市選挙区<br>2                               | 足柄上選挙区<br>1                               | 足柄下選挙区<br>1                               |
| 南足柄市選挙区と<br>合区した後の定数 | c | 3<br>人口237,392人<br>配当基数2.7 <sup>312</sup>  | 1<br>人口108,926人<br>配当基数1.2 <sup>532</sup> | 1<br>人口 87,451人<br>配当基数1.0 <sup>061</sup> |
| 定数の増減 (a + b) - c    |   | ±0   | △1  | △1  |

**○公職選挙法 第15条第2項、第7項**

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

**○議員一人当たりの人口と南足柄市の人口**

議員一人当たりの人口＝県人口を県議会議員の総定数で除して得た数  
 $= 9,126,213人 \div 105人 \approx 86,916.3142人$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{「議員一人当たりの人口」の半数} \\ 86,916.3142 \div 2 \approx 43,458.1571 \end{array} \right] > \left[ \begin{array}{l} \text{南足柄市選挙区} \\ \text{人口 : } 43,306人 \end{array} \right]$$

3 各選挙区において選挙すべき議員の数

人口の多い選挙区（高津区等）の定数が人口の少ない選挙区（港南区）の定数よりも少ない現象（逆転現象）の解消が必要

（人口に比例して各選挙区の定数配分を行うと次の表のとおり定数見直しとなる。）

| 現行     |    | 平成27年<br>の人口・<br>配当基数         | 南足柄市選挙区の見直し後の定数（増減）案 |                   |                   |
|--------|----|-------------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 選挙区    | 定数 |                               | 小田原市選挙区<br>との合区の場合   | 足柄上選挙区<br>との合区の場合 | 足柄下選挙区<br>との合区の場合 |
| 川崎市高津区 | 2  | 228,141<br>2.6 <sup>248</sup> | 3 (+1)               | 3 (+1)            | 計+1               |
| 川崎市川崎区 | 2  | 223,378<br>2.5 <sup>700</sup> | —                    | 3 (+1)            |                   |
| 横浜市港南区 | 3  | 215,736<br>2.4 <sup>821</sup> | 2 (△1)               | 2 (△1)            |                   |

**○公職選挙法 第15条第8項**

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

**○人口比例による選挙区別定数の求め方（行政実例 S37. 11. 30）**

人口に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員1人当りの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員1人当りの人口で除して得た数（議員定数配当基数）によって定める。

※ 川崎市高津区選挙区と川崎市川崎区選挙区の間、定数3人の厚木市選挙区（225,714人・2.5<sup>969</sup>）と川崎市宮前区選挙区（225,594人・2.5<sup>955</sup>）が設けられている。

**【参考】上記の選挙区定数を見直した場合の人口較差**

|                     |                       |                       |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 議員一人当たりの人口          |                       | 人口較差<br>(A/B)         |
| 最も多い選挙区(A)          | 最も少ない選挙区(B)           |                       |
| 海老名市選挙区<br>130,190人 | 愛川町・清川村選挙区<br>43,557人 | 2.98 <sup>895</sup> 倍 |

※都道府県議会議員の定数訴訟（最高裁判決）の例

合法…最判平成5.10.22愛知県2.89倍、最判平成元.12.21岡山県2.834倍

違法…最判平成3.4.23東京都3.09倍、最判昭和60.2.17東京都3.40倍